

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	自立支援医療費(精神通院医療)事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、自立支援医療費(精神通院医療)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)事務
②事務の概要	自立支援医療費(精神通院医療)事務の申請、変更及び交付の手続を適正に行い、県へ進達する。
③システムの名称	総合福祉
2. 特定個人情報ファイル名	
精神手帳・受給者台帳 個人台帳(ケースファイル) 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証交付管理台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の以下の項 ・情報照会 144、145、146 ・情報提供 11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部社会福祉課(茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部社会福祉課(茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	横断ガイドライン3-3のとおり、住登外者について、住基ネットの4情報照会によるマイナンバーの確認作業を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第84項	番号法第9条第1項 別表第84の項	事後	内容変更
令和7年3月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 16.26.56の2.87.116の項 【情報照会の根拠】 108.109.110の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号に基づく主務省令 第2条の表 【情報提供の根拠】 16.26.56の2.87.116の項 【情報照会の根拠】 108.109.110の項	事後	内容変更
令和7年3月7日	IVリスク対策1～11	IVリスク対策8～9の記載	IVリスク対策8～11の新規項目の記載	事後	内容変更
令和8年2月23日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第84項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	内容変更
令和8年2月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 16.26.56の2.87.116の項 【情報照会の根拠】 108.109.110の項	②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表の以下の項 ・情報照会 144、145、146 ・情報提供 11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161	事後	内容変更